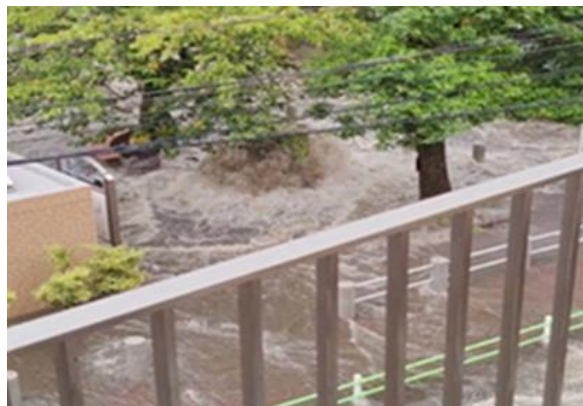


保存版

令和8年7月発行

令和7年9月11日には、大田区で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、家屋の浸水など多くの被害が発生しました。今回は、こうした自然災害のうち、台風等の風水害発生時のごみの出し方などについてご案内します。



【令和7年9月11日の被害状況】

風水害発生時の資源・ごみの出し方

- **区が案内する場所への排出**をお願いします。

- 可能な限りの分別をお願いします。

【分別が十分でない例】



出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

正しい排出が災害からの復旧・復興への近道となります。

★ 災害時の大事なお知らせは、区ホームページや
ごみ分別アプリ等で、速やかに皆様にお伝えします。

具体的な排出方法等は次ページへ



浸水など、家屋が被災した場合

- 家庭から出る「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック」「資源」
原則、**通常の収集日**に**集積所**にお出してください。
ごみの迅速な処理のため、**分別**にご協力をお願いします。
通常と異なる収集を行う場合などには、その都度お知らせします。
 - 家庭から出る「粗大ごみ」
被災に伴う粗大ごみの出し方は**通常と異なります**。排出予約、排出場所、費用等について、地域の被災状況を踏まえ、その都度お知らせします。
※指定された場所や曜日以外にこれらのごみを出すと、緊急車両の通行の妨げとなることや、管理が行き届かず火災が発生する恐れがあります。
- 【重要】「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機」は
区では回収できません。下記にお問い合わせください。**
《問い合わせ先》 家電リサイクル受付センター TEL.0570-087-200
土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- 事業を営む方が出すごみ(事業系ごみ)
事業系ごみは、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。
事業者自らが処理を行えない場合には、廃棄物処理業の許可を有する
団体・業者に委託して処理を行うことができます。**(有料)**
廃棄物処理業の許可を有する団体・業者をお探しの方はこちら⇒



台風の接近が予想される場合

- 大雨や強風の影響で、資源やごみが散乱する場合があります。
次回の収集日まで保管するなど、可能な範囲でごみ出しを
控えていただくなど、ご理解とご協力をお願いします。
- 資源とごみの収集時間を大幅に変更することがあります。
排出される場合は、朝8時までに集積所に出してください。

台風の動きは気象情報で確認ができます。気象情報にご注意を！

〈清掃だよりについてのご意見・お問合せ先〉

ごみ減量推進課 蒲田清掃事務所(調布地区)
5744-1628 6459-8201
大森清掃事務所 蒲田清掃事務所(蒲田地区)
3774-3811 6451-9535

清掃だよりは大田区ホームページでも
閲覧可能です。過去1年間の清掃だよりと
風水害発生時の資源・ごみの出し方はこちら

